資料編

巻末資料

資料編

資料編 巻末資料

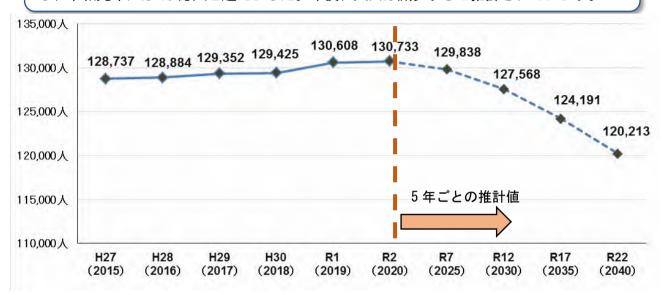
I 座間市の現状

- 1 人口の推移
- 2 世帯数の推移
- 3 高齢者人口の推移
- 4 子ども人口の推移
- 5 ひとり暮らし高齢者の現状(市全域・日常生活圏域ごと)
- 6 要介護高齢者の推移
- 7 障がい児・者の推移
- 8 入所児童数、就学前児童数の推移
- 9 外国人住民の状況
- 10 生活保護の推移
- 11 生活困窮者就労者数
- 12 自治会加入状況
- 13 老人クラブの状況
- 14 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数
- 15 地域の枠組みの例
- Ⅱ 市民アンケート結果について
- Ⅲ 計画を策定するまで
 - 1 計画策定の経過
 - 2 座間市地域保健福祉サービス推進委員会への諮問・答申
 - 3 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則・委員名簿
 - 4 座間市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱
- IV 市民アンケート調査報告書 概要版<抜粋>

I 座間市の現状

1 人口の推移

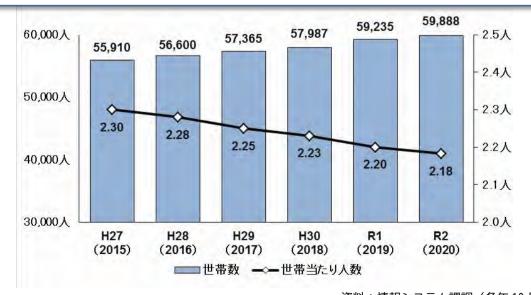
座間市の総人口は、近年 13 万人前後で推移しています。平成 27 年以降は増加傾向を示し、令和元年には 13 万人を超えました。今後、人口は減少すると推計されています。



資料:情報システム課調(各年10月1日) 「座間市の人口推計(令和2年10月)」(企画政策課調)

2 世帯数の推移

座間市の世帯数は一貫して増加し、一世帯あたりの世帯人員は減少しています。一人暮らし、核家族化が進んでいることが示唆されます。



資料:情報システム課調(各年10月1日)

3 高齢者人口の推移

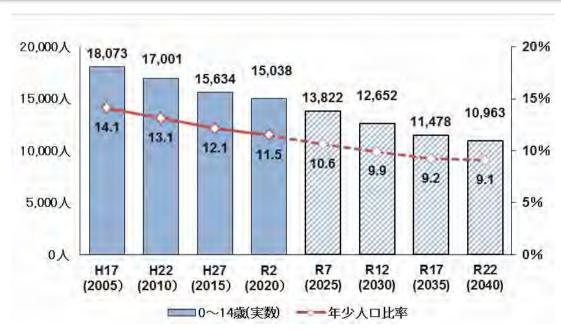
65 歳以上の高齢人口は増加し、令和 2 年現在 33,721 人、高齢化率 25.8%です。10 年前 に比べて約 8,700 人増加しています。



資料:国勢調査(令和2年10月1日の人口は、国勢調査結果反映前の仮人口) 令和2年以降は推計値(企画政策課調)

4 子ども人口の推移

0-14 歳人口(年少人口)は減少し、令和 2 年現在 15,038 人、年少人口比率 11.5%です。10 年前に比べて約 2,000 人減少しています。



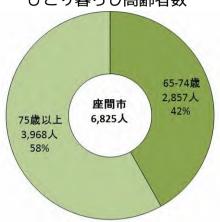
資料:国勢調査(令和2年10月1日の人口は、国勢調査結果反映前の仮人口) 令和2年以降は推計値(企画政策課調)

5 ひとり暮らし高齢者の現状(市全域・日常生活圏域ごと)

座間市のひとり暮らし高齢者数は 6,825 人で、日常生活圏域ごとに差はありますが、 65-74 歳の方よりも 75 歳以上の方が多くなっています。

ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数は減少しています。

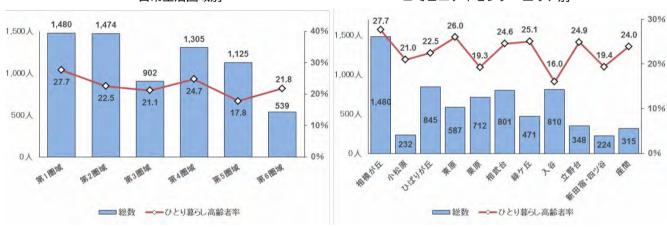
ひとり暮らし高齢者数



ひとり暮らし高齢者率の母数 (高齢人口) は H27 年国勢調 査による

日常生活圏域別

コミュニティセンターエリア別



資料:戸籍住民課調(令和2年9月1日現在)

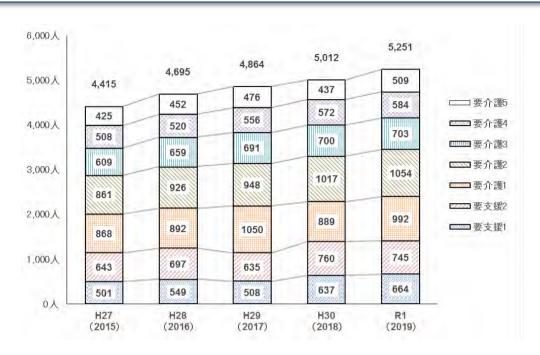
ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数推移



資料:福祉長寿課調(各年4月1日)

6 要介護高齢者の推移

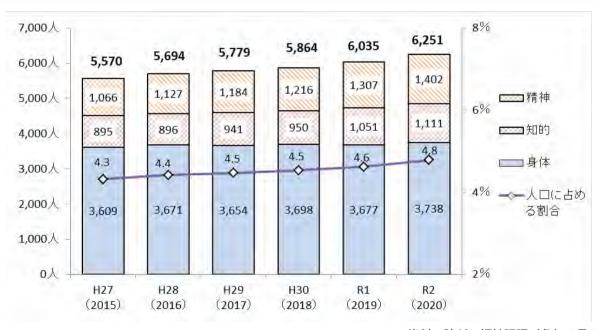
要介護認定者は年々増加しています。



資料:介護保険事業状況報告(年報)(各年3月31日)

7 障がい児・者の推移

障がい児・者は年々増加しています。



資料:障がい福祉課調(各年4月1日)

8 入所児童数、就学前児童数の推移

入所児童数は増加傾向にあります。保育所数は5年間で9か所増加しています。 就学前児童数は減少傾向にありますが、待機児童数はやや増加しています。



資料:保育課調(各年4月1日)

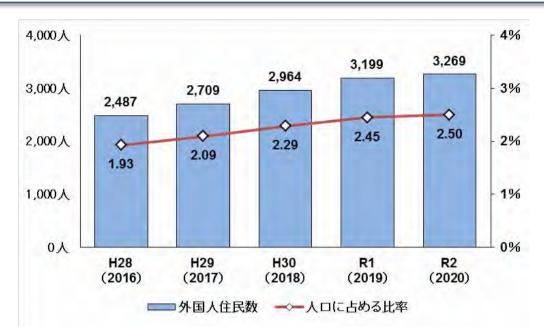
就学前児童数・保育所入所定員・保育所待機児童数の状況



資料:保育課調(各年4月1日)

9 外国人住民の状況

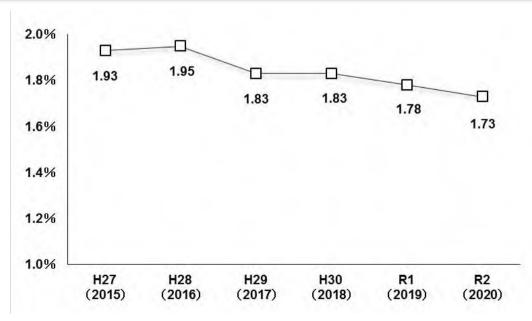
外国人住民は増加しています。



資料:戸籍住民課調(各年12月31日 ※R2年は9月30日現在)

10 生活保護の推移

座間市の保護率は減少しています。



資料:保健・福祉の概要(各年4月1日)

11 生活困窮者就労者数

新規相談受付件数は増加しています。また、就労決定者数は直近で90人となっています。



資料:保健・福祉の概要

12 自治会加入状況

自治会加入世帯数、加入率は減少しています。



資料:市民協働課調(各年4月1日)

13 老人クラブの状況

老人クラブ数に大きな変化はありませんが、会員数はやや減少傾向です。



資料:福祉長寿課調(各年4月1日)

14 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数

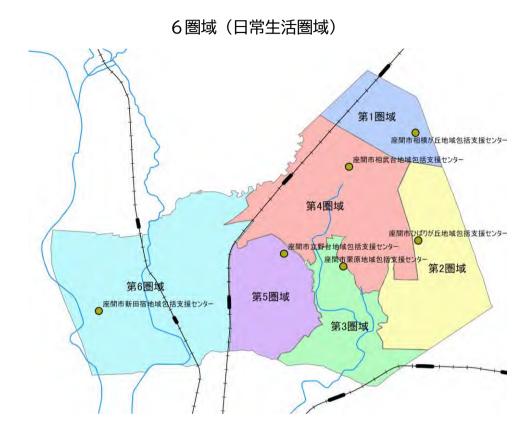
市社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体数は 57 団体です。また、ボランティアの個人登録も行っています。

分野名	団体数
障がい者支援	13
福祉施設支援	3
子育て支援	8
外国人支援	4
学術・文化・芸術等振興	19
まちづくり環境保全	8
生涯学習	2
計	57

資料:市社会福祉協議会調(令和2年3月31日現在)

15 地域の枠組みの例

座間市内には、様々な地域の枠組みがあります。



コミュニティセンターエリア
相模が丘コミュニティセンター
相談の丘
・小松原コミュニティセンター
・小松原
・小松原
・ ではりが丘
・

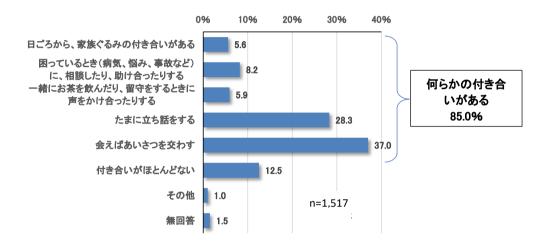




Ⅱ 市民アンケート結果について

地域福祉計画(第四期)策定のための基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握しながら、課題や問題点を整理しました。

1 あなたは、普段、地域の方と、どの程度の付き合いがありますか。

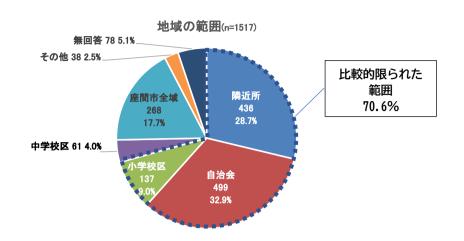


「会えばあいさつを交わす」程度の付き合いまで含めると、市民の85%は近隣と何らかの付き合いがあります。

普段の付き合いのなかでお互いを見守ることができれば、何か変わったことがあっても気付き、必要な支援に結び付けることが可能になります。

ここでいう見守りとは変化に気づくということであり、近隣と深い付き合いや、家族ぐるみで仲良くするといったことではありません。新聞が溜まっている、雨戸が閉めっぱなしになっている、最近姿を見かけない、といったさりげない見守りを指します。小さな変化から早期対応につながることで、安心して生活できます。

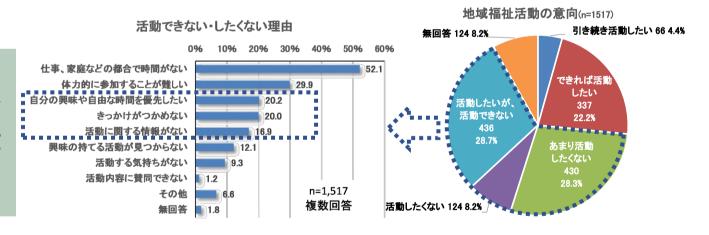
2 あなたが考える地域の範囲をお答えください。



多くの市民が考える「地域」とは、隣近所、自治会、小学校区という比較的限られた範囲です。

「地域」の中で行われる様々な活動に参加することで、地域の身近な方々と交流し、互いが 知り合うことができ、相談につなげたり、困りごとの解消に近づけたりすることが可能となり ます。

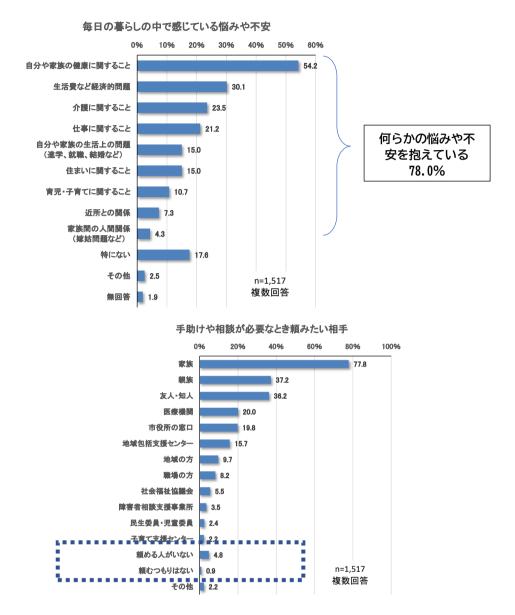
3 今後、あなたは地域福祉活動をしたいと思いますか。



地域福祉活動について「引き続き活動したい」「できれば活動したい」と回答した割合は 3 割に満たない状況です。「活動できない」「活動したくない」と回答した理由には「自分の興味や自由な時間を優先したい」「きっかけがつかめない」「活動に関する情報がない」など、必ずしも地域福祉活動への参加の否定にはつながらない理由が含まれています。

地域福祉活動への参加は地域での人々の交流を促進することから、従来の狭義の福祉に関する活動のみならず、趣味や特技に関する活動等への参加も活性化することが重要です。

4 あなたは、毎日の暮らしの中で、どのようなことに悩みや不安を感じていますか。 あなたは、暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に頼みたいと思いますか。



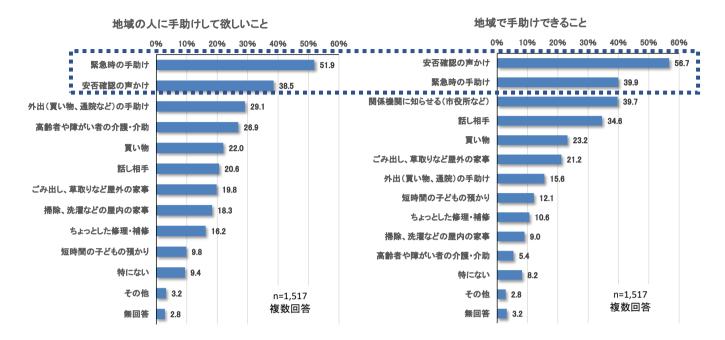
多くの人が何かしらの悩みや不安を抱えています。特に健康に関することは、高い回答割合 を示しています。

また、生活の中で、手助けや相談が必要なときに頼みたい相手は主に家族や親族、友人・知 人といった身近な人です。

時間が経過すれば、子どもは成長し、成人や高齢者は年齢を重ねます。今は困りごとがなく ても、時間の経過とともに状況は変化していきます。

また、「頼める人がいない」という回答が4.8%、「頼むつもりがない」が0.9%と、孤立、孤独と考えられる層の存在も見えてきました。

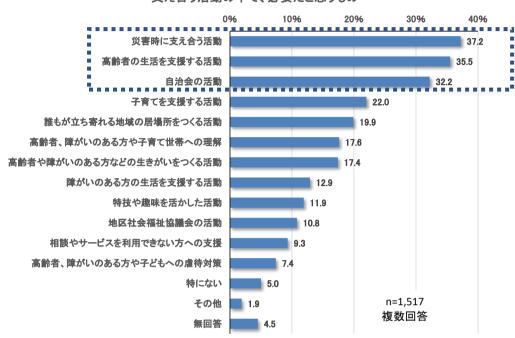
5 地域の方にどのような手助けをしてほしいですか。



地域の人に手助けをして欲しい内容、地域で手助けできる内容は、いずれも多岐にわたります。一方で、多くの方が手助けをして欲しい、手助けできる内容として緊急時の手助けや安否確認の声かけを挙げています。

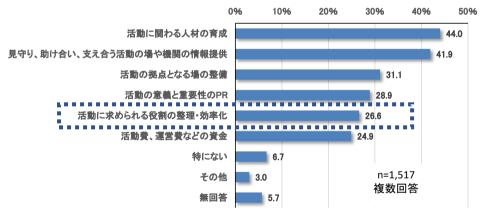
手助けを必要としている人と手助けできる人をつなぐ仕組みがあれば、悩みや不安の解消につながり、安心して暮らせるようになります。

6 支え合う活動の中で、必要だと思うものは何ですか。 支え合う活動を活発にするためには、地域に何が必要だと思いますか。



支え合う活動の中で、必要だと思うもの





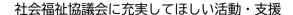
多くの人が災害時に支え合う活動、高齢者の生活を支援する活動、自治会の活動について、 必要だと回答しています。

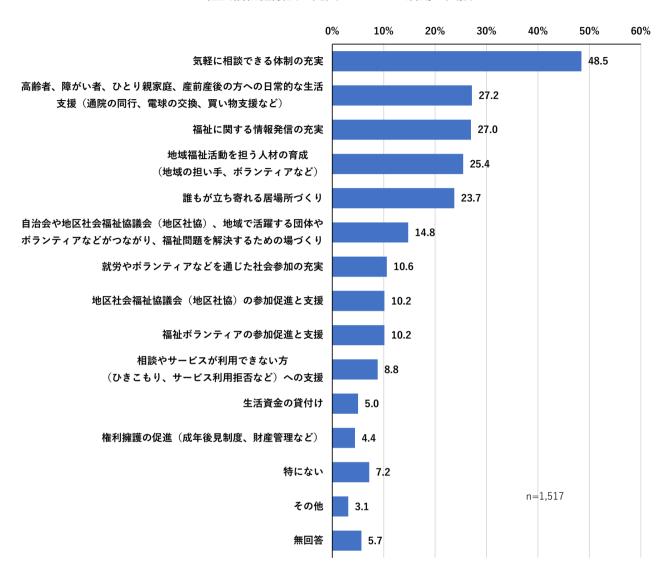
また、支え合う活動を活発にするためには、人材の育成や情報提供のほかに、活動に求められる役割の整理・効率化も求められています。

地域が求めているのは、災害時に支え合う活動、高齢者の生活を支援する活動、自治会の活動などです。地域福祉の中で求められている、地域の人々が見守りの中で困りごとを抱える人に気付き、その気付きを適切な支援へとつないでいく体制とも密接なかかわりがあることから、これらの活動を担っている団体や組織への積極的な支援が重要となります。

また、支え合う活動を活発にするために、人材の育成や情報提供、活動拠点の整備等の地域 福祉の体制づくりである公的な支援に加え、求められる活動に対する負担感を増大させないこ とも重要です。

7 社会福祉協議会の行う活動、支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。





社会福祉協議会に期待される活動や支援は、気軽に相談できる体制の充実のほか、分野は多岐にわたります。

関係部署が様々な事業を社会福祉協議会に求めていますが、その内容や方向性、考え方について互いに理解し合意形成することで、より効果的な社会福祉協議会の活動に資することができます。

Ⅲ 計画を策定するまで

1 計画策定の経過

年月日	項目 「項目	主な内容
令和元年 (2019年) 11月8日~ 11月30日	「座間市地域福祉計画(第四 期)」策定に係る市民アンケート 調査	市内在住の満 20 歳以上の男女 3,000 人を 無作為抽出し実施 回収数 1,517 件 回収率 50.6%
令和2年 (2020年) 7月13日	第1回座間市地域福祉計画策定検 討委員会	○座間市地域福祉計画の策定について・地域福祉計画(第三期)の進捗状況及び第四期策定に向けた今後の方針
8月27日	第1回座間市地域保健福祉サービ ス推進委員会	について
8月24日~ 9月18日	座間市再犯防止推進計画策定に係 るアンケート調査	地域福祉に関わる活動や事業において感じていることや、今後の取組に対する意見についてアンケートを実施
9月1日	座間市再犯防止推進計画策定に係 るヒアリング	保護司会にヒアリングを実施
9月25日	第2回座間市中核機関懇談会	○座間市成年後見制度利用促進基本計画 (素案)について
10月14日	第2回座間市地域福祉計画策定検討委員会	○座間市地域福祉計画(第四期)の素案 について ・素案を提示し、審議
11月5日~ 11月13日	座間市再犯防止推進計画(案)に 関する関係者ヒアリング	○座間市再犯防止推進計画(案)につい て、意見聴取
11月19日	第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会	○座間市地域福祉計画(第四期)の素案について・素案を提示し、審議
12月9日~ 令和3年 (2021年) 1月8日	意見公募(パブリックコメント)	○実施結果 ・意見提出者数 個人1人 ・意見総数 2件
1月20日	第3回座間市地域福祉計画策定検 討委員会(書面報告)	○パブリックコメントの実施結果につい て
1月25日	政策会議	○座間市地域福祉計画(第四期)の案に ついて・原案を付議し、承認
1月28日	第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会	○座間市地域福祉計画(第四期)の案に ついて ・パブリックコメントの実施結果報告 ・原案を提示し、諮問
2月17日	座間市地域保健福祉サービス推進 委員会	○座間市地域福祉計画(第四期)の案に ついて答申

2 座間市地域保健福祉サービス推進委員会への諮問・答申 諮問内容

座福発第376号 令和3年1月28日

座間市地域保健福祉サービス推進委員会 会長 殿

座間市長 佐 藤 弥 斗

「座間市地域福祉計画(第四期)(案)」について(諮問)

「座間市地域福祉計画(第四期)」の策定に当たり、座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則第2条の規定に基づき、「座間市地域福祉計画(第四期)(案)」について諮問します。

答申内容

令和3年2月17日

座間市長 佐 藤 弥 斗 殿

座間市地域保健福祉サービス推進委員会 会 長 飛田 昭

「座間市地域福祉計画(第四期)(案)」について(答申)

令和3年1月28日付け座福発第376号で諮問のあった「「座間市地域福祉計画(第四期) (案)」について(諮問)」について、「座間市地域福祉計画(第四期)(案)」を慎重に審議した結果、適当と認めましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において出された各施策等に対する個別の意見・要望等についても十分配慮されることを要望します。

3 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則・委員名簿

(目的)

第1条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例(昭和48年座間市条例第48号)第3条の規定に基づき、座間市地域保健福祉サービス推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関レ必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ保健、医療及び福祉分野における各種サービスの推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

- 第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 保健医療団体及び機関の関係者
 - (2) 福祉団体の関係者
 - (3) 社会福祉事業に従事する者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 公募による市民
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 座間市地域保健福祉サービス調整機構設置運営要綱(平成5年座間市告示第 23号)
 - (2) 座間市介護保険事業計画作成委員会設置要綱(平成 10 年座間市告示第 76 号)
 - (3) 座間市地域保健福祉サービス推進委員会設置運営要綱(平成12年5月16日告示第70号)

座間市地域保健福祉サービス推進委員会委員選出区分

		選出区分	選出先
1	保健医療団体及び機関の関係者		座間市医師会
2			座間歯科医師会
3	一 福祉団体関係		座間市障害者団体連合会
4			座間市老人クラブ連合会
5			座間市社会福祉協議会
6			座間市民生委員児童委員協議会
7	社会福祉事業に従事する者		障害者福祉施設
8			特別養護老人ホーム
9	学識経験者		教授等
10	公募による市民		市民
11			市民
12	その他市	自治会関係	座間市自治会総連合会
13	長が必要	関係行政機関	神奈川県厚木保健福祉事務所
14	と認める ボランティア団体		座間市社会福祉協議会登録のボランティア団体
15			座間市社会福祉協議会登録のボランティア団体

委員名簿

規則第3条による分類		氏 名	団体名等
保健医療	団体及び機関の	中川 正行	座間市医師会
関係者		土屋 光克	座間市歯科医師会
福祉団体関係		鈴木 孝幸	座間市障害者団体連合会 会長
		○関 伴治	座間市老人クラブ連合会 会長
		◎飛田 昭	座間市社会福祉協議会 会長
		阿部 正信	座間市民生委員児童委員協議会 会長
社会福祉事業に従事する者		府川 孝臣	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団アガペセン ター アガペサポートセンター施設長
		岡山 昌子	社会福祉法人ユーアイ二十一 特別養護老人ホーム 太陽の家座間 管理者
学識経験者		佐久間 志保子	和泉短期大学 特任教授
公募市民		古谷 育代	公募市民
		鈴木 八千代	公募市民
その他	自治会関係	菊地 孝	座間市自治会総連合会 会長
市長が 必要と 認める 者	関係行政機関	星野 美保	厚木保健福祉事務所 保健福祉部長
	ボランティア団	横田 登美子	バリフリ座間
	体	永井 由江	座間市点訳サークル あかり会

◎会長、○副会長

任期:令和元年12月1日~令和3年11月30日

4 座間市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第4号)第107条の規定に基づく座間市における市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び進行管理等を行うため、座間市地域福祉計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定及び進行管理等に必要な事項を調査検討する。

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には福祉部長を、副委員長には福祉長寿課長をもって充てる。

(職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成27年6月18日から施行する。
- この要綱は、平成30年1月11日から施行する。
- この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

座間市地域福祉計画策定検討委員会名簿

職名
福祉部長
市長室危機管理課長
企画財政部企画政策課長
市民部市民協働課長
健康部健康づくり課長
健康部介護保険課長
福祉部福祉長寿課長
福祉部障がい福祉課長
福祉部生活援護課長
子ども未来部子ども政策課長
子ども未来部子ども育成課長
子ども未来部保育課長
子ども未来部青少年課長